

変更対象となる設備と許可基準規則の関係

1号

条項		変更理由	安全機能	適用範囲	定義	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	火災等による損傷の防止	遮蔽等	異常時の放射線障害の防止	廃棄物埋設地	放射線管理施設	監視測定設備	廃棄施設	予備電源	通信連絡設備等			
条文名	設備名称																				
廃棄物埋設地	埋設設備 ^{*1}	埋設設備7,8群の漏出防止対策の追加	漏出防止移行抑制遮蔽	-	-		漏出防止対策の追加であり、力学的構造の変更はないことから既許可からの変更はない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5)	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6)		漏出防止対策の追加であり、遮蔽機能の変更はないことから既許可からの変更はない。	漏出防止対策の追加のみであり、故障による異常発生を考慮する必要がある機器は含まれないため、既許可からの変更はない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(i) ・添付資料六 二(3)	-	対象設備なし						
	覆土	覆土仕様の変更	移行抑制遮蔽	-	-	設置箇所及び荷重条件の変更がないことから、既許可からの変更はない。	外力の影響を受ける範囲の構造変更ではないため、設計対象とはしない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5)	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6)	火災発生源に係る変更ではないことから、既許可からの変更はない。	遮蔽機能の変更はないことから既許可からの変更はない。	覆土仕様の変更のみであり、故障による異常発生を考慮する必要がある機器は含まれないため、既許可からの変更はない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(iii) ・添付資料六 二(3)	-	対象設備なし	対象設備なし		静的な設備・機器で安全機能を確保していることから、電源を必要とする動的な設備・機器はないため対象設備なし	対象事項なし		
	排水・監視設備	排水・監視設備の構造の変更	漏出防止 ^{*2}	-	-		外力の影響を受ける範囲の構造変更ではないため、設計対象とはしない。	埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含まれている。	埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含まれている。		漏出防止機能を期待する設備であることから遮蔽機能要求はないため、設計対象とはしない。	点検路の配置の変更のみであり、故障による異常発生を考慮する必要がある機器は含まれないため、既許可からの変更はない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(ii) ・添付資料六 二(3)	○	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(iv)						
	埋設クレーン	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	低レベル廃棄物管理建屋 ^{*1}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の受入施設 ^{*3}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線管理施設 ^{*3}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	監視測定設備 ^{*3}	1. 新規追加 2. 既設設備は、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(iv)				
	廃棄施設 ^{*3}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予備電源 ^{*3}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通信連絡設備 ^{*3}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	適合性について以下に示す。 ・本文別紙2 四、リ(4) ・添付資料五 口(7)(vi)

*1: 1群から6群については既設であるため、対象は7,8群である。
*2: 排水・監視設備のうち安全機能を有する設備は、ポーラスコンクリート層である。
*3: 共用設備(ただし、監視測定設備は共用と個別のものがある)

○: 新規設計対象
-: 対象外

2号

条項		変更理由	安全機能	適用範囲	定義	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	火災等による損傷の防止	遮蔽等	異常時の放射線障害の防止	廃棄物埋設地	放射線管理施設	監視測定設備	廃棄施設	予備電源	通信連絡設備等				
条文名	設備名称																					
廃棄物埋設地	埋設設備	既設設備であるため変更なし	漏出防止移行抑制遮蔽	-	-																	
	覆土	覆土仕様の変更	移行抑制遮蔽	-	-	設置箇所及び荷重条件の変更がないことから、既許可からの変更はない。	外力の影響を受ける範囲の構造変更ではないため、設計対象とはしない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙3 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5)	適合性について以下に示す。 ・本文別紙3 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6)	火災発生源に係る変更ではないことから、既許可からの変更はない。	遮蔽機能の変更はないことから既許可からの変更はない。	覆土仕様の変更のみであり、故障による異常発生を考慮する必要がある機器は含まれないため、既許可からの変更はない。	適合性について以下に示す。 ・本文別紙3 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(iii) ・添付資料六 二(3)	-	対象設備なし	対象設備なし	対象設備なし		静的な設備・機器で安全機能を確保していることから、電源を必要とする動的な設備・機器はないため対象設備なし	対象事項なし		
	排水・監視設備	既設設備であるため変更なし	漏出防止 ^{*1}	-	-																	
附属施設	埋設クレーン	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	低レベル廃棄物管理建屋 ^{*2}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の受入施設 ^{*2}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線管理施設 ^{*2}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	監視測定設備 ^{*2}	1. 新規追加 2. 既設設備は、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	適合性について以下に示す。 ・本文別紙3 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(iv)					
	廃棄施設 ^{*2}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予備電源 ^{*2}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
通信連絡設備 ^{*2}	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	適合性について以下に示す。 ・本文別紙3 四、リ(5) ・添付資料五 口(7)(vi)

*1: 排水・監視設備のうち安全機能を有する設備は、ポーラスコンクリート層である。
*2: 共用設備(ただし、監視測定設備は共用と個別のものがある)

○: 新規設計対象
-: 対象外